

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の意思決定、業務執行体制の確立並びに各事業ごとの独立採算制を重視するなど、経営責任の明確化と内部統制機能を強化し、経営の効率性及び透明性の向上とコンプライアンスを徹底するとともにグループ経営全般にわたり企業価値を最大化することをコーポレート・ガバナンスの目的としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東 純一郎	828,000	17.44
東 勤	575,000	12.11
東 実	575,000	12.11
有限会社ヒガシマル開発	427,000	8.99
ヒガシマル共栄会	260,200	5.48
株式会社鹿児島銀行	165,000	3.47
東 吉太郎	140,000	2.94
東 久江	140,000	2.94
鹿児島リース株式会社	120,000	2.52
ヒガシマル従業員持株会	68,791	1.44

支配株主(親会社を除く)の有無	東 純一郎、東 勤、東 実
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	福岡 既存市場
決算期	3月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主との取引については、一般的な取引と同様に適正な条件のもとに行うことを基本方針とし、取締役会等の社内意思決定機関において取引内容及び取引の妥当性について審議のうえ決定し、少数株主に不利益を与えないよう適切に対応いたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

現時点におきましては、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事項はありません。

役及び使用人の有無[更新]

なし

現在の体制を採用している理由[更新]

監査等委員会の職務を補助すべき使用人を指定しておりませんが、監査等委員会がその職務の執行に必要な使用人を置くことを求めた場合は、職務を補助すべき者について選任することができるとしております。

監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いた場合、当該使用人の人事異動及び人事考課については、監査等委員会に意見を求めるとしております。また、この場合、監査等委員会は当該使用人に直接指示し、報告を受けることができることとし、その独立性、指示の実効性を確保できるものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況[更新]

監査等委員である取締役は、財務報告の適法性及び適正性を確保するため、会計監査人から四半期及び期末における会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査の監査手続き及び監査結果報告を受けるなど、会計監査人との情報交換や連携を密にしております。

内部監査室は、経営の透明性を高めるとともに会社における不祥事及びリスク等を未然に防止するため、内部監査計画に従って事業活動全般に関する業務執行の妥当性や有効性及び効率性、適法性等について業務監査を行っております。監査結果については、監査等委員会に報告するほか、取締役会又は各事業部門の責任者に業務改善に向けた具体的な助言及び勧告を行っております。また、内部監査手続きについて随時検討を加えるなど、監査等委員である取締役との連携を密にして業務監査の有効性、合理性、網羅性を維持しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無[更新]

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

承認された報酬の範囲内で業績に連動し決定しており、また、制度導入については慎重に見極める必要がありますが、現在のところ制度導入の予定はありません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明[更新]

平成27年3月期に取締役6名に支払われた報酬額は総額で84,696千円であります。なお報酬額には、役員退職慰労引当金の繰入額を含めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無[更新]

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第36回定時株主総会において年額120,000千円以内と決議されており、監査等委員である取締役の報酬限度額は、同じく平成27年6月26日開催の第36回定時株主総会において年額10,000千円以内と決議されております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役のサポートにつきましては、内部監査室及び管理部門が業務内容又は決算内容について補足説明などを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)[更新]

取締役会は原則として毎月1回、必要に応じて臨時に開催し、経営の基本方針その他の重要な事項を決定しております。

監査等委員会は原則として毎月1回、必要に応じて臨時に開催し、監査等委員会で定めた監査の方針及び業務の分担等に従い、取締役会及び経営政策会議に出席するほか、取締役の職務執行の監査を行っております。

経営政策会議は毎月定期開催し、各事業部門の事業活動状況や課題等の報告を受け、経営方針の徹底と経営計画の進捗状況を監視・監督し、比較的な重要な事項を決定しております。

そのほか、情報交換会を毎月開催し、経営に関する情報の共有化と経営環境の変化に迅速に対応しております。

当社の取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、平成27年6月26日開催の第36回定時株主総会において承認された報酬限度額内であり、取締役の報酬については取締役の職務と責任に応じた報酬額を取締役会において決定し、監査等委員である取締役の報酬については監査等委員の職務と責任に応じた報酬額を監査等委員会の協議において決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由変更

当社は、平成27年6月26日開催の第36回定時株主総会において、監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することが決議され、取締役会、監査等委員会、会計監査人を設置しております。以下の理由により、現在の体制を選択しております。

- ・取締役会において、議決権を有する監査等委員(過半数以上を社外取締役で構成)が経営の意思決定に関わることにより、取締役会の監督機能の強化を図るため。
- ・定款の定めにより、取締役会の決議において重要な業務執行(会社法第399条の13第5項に掲げる事項を除く)の決定の全部または一部を業務を執行する取締役に委任することが可能となり、迅速かつ的確な経営判断ができるようになったため。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
その他	株主総会においては、多くの株主さまが出席しやすい日を基本としつつ、会計監査日程及び招集手続き等を十分勘案して遗漏のないところで株主総会開催日を決定しております。これにより、おのづと開催日が6月末日あたりに限定され、他の会社の事情によって結果として集中日と重なってしまう場合もあります。また、株主総会議案の議決結果の公表につきましては、株主総会終了後、臨時報告書を提出しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
その他	IR及び開示に関する会社情報は、情報取扱責任者の下、管理部門が担っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

[更新](#)

当社は、平成27年6月26日開催の取締役会の決議により、内部統制システム構築の基本方針を一部改定し、以下のとおりとしております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令及び定款等を遵守できるよう、コンプライアンスに係る定期的な社内教育等を行う。

取締役及び使用人が法令及び定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として内部通報制度を設け、これを運用する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行及び意思決定に係る情報については、文書管理規程に従い適切に保存及び保管を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制は、全社的リスクの監視及び対応は管理部門が行い、各部門の所管業務に関するリスク管理は当該部門が行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われるることを確保するための体制

取締役は、自己の職務分掌の範囲について責任を持って職務の執行を効率的に行う。重要事項については、取締役会での審議を要する。

5. 使用人の職務の執行が効率的に行われるることを確保するための体制

取締役は、自己の職務分掌の範囲において、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合しているか責任を持って監視・監督する。その運営状況は、内部監査室が監査を行う。

6. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役会は、当社グループの業務に係る内部統制機能、コンプライアンス体制、リスク管理体制の整備に関する事項を審議決定する。

7. 監査等委員の職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する体制並びにその使用者の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合は、職務の補助を担当する使用者を選任し、当該使用者の人事異動及び人事考課に際しては監査等委員会に意見を求める。

8. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役及び使用人が法令若しくは定款に違反する行為及びこれらの行為をするおそれがあるときは、当該事実に関する事項を監査等委員会へ報告する。また、内部監査室は、業務監査を通じて同様の事実を発見したときは、その事実を監査等委員会へ報告する。

9. その他監査等委員会が実効的に機能することを確保するための体制

監査等委員会は、取締役及び使用人の職務執行・意思決定に関する文書をいつでも閲覧し、説明を求めることができる。また、監査等委員会が必要とする事項について内部監査室にその調査を行わせることができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な企業活動の発展を阻害する反社会的勢力の団体及び個人に対し、毅然とした態度で断固拒否することを組織的に対応しております。

当社は從来より、管理部総務課を対応部署とし、情報の一元管理を行うとともに、所轄警察署や顧問弁護士等、外部の専門機関と連携に努めてきており、引き続き、反社会的勢力排除のための社内におけるコンプライアンスに関する教育・強化に努めてまいります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

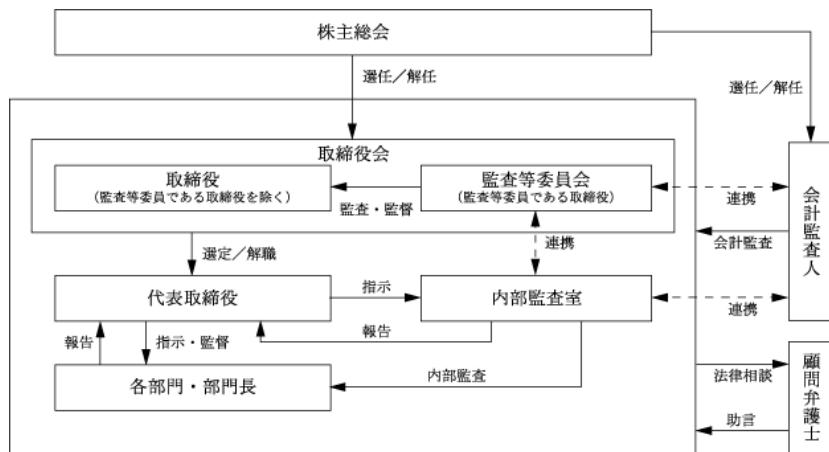
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛策につきまして、現在、その具体的な内容について決定している事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 [更新](#)



《適時開示に係る社内体制図》

